給与所得控除を改正

平成26年度分(平成25年分)から、給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額に、245万円の上限が設けられます。給与所得の計算方法は、次のようになります。

給与所得の計算方法

給与等の収入金額	給与所得の金額
～650,999円	0円
651,000円 ～1,618,999円	収入金額－650,000円
1,619,000円 ～1,619,999円	969,000円
1,620,000円 ～1,621,999円	970,000円
1,622,000円 ～1,623,999円	972,000円
1,624,000円 ～1,627,999円	974,000円

給与等の収入金額	給与所得の金額	
1,628,000円～1,799,999円	収入金額÷4＝A (1,000円未満を切り捨て)	A×2.4
1,800,000円～3,599,999円		A×2.8－180,000円
3,600,000円～6,599,999円		A×3.2－540,000円
6,600,000円～9,999,999円	収入金額×0.9 －1,200,000円	
10,000,000円～14,999,999円	収入金額×0.95－1,700,000円	
15,000,000円～	収入金額－2,450,000円	

↑この上限が新設されました

給与所得者の特定支出控除を見直し

平成26年度分(平成25年分)から、給与所得者の特定支出控除が見直され、範囲の拡大などが行われます。

範囲の拡大

弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費と勤務必要経費(図書費、衣服費、交際費等)が特定支出に追加されました。

適用判定の基準の見直し

特定支出控除に適用されるかどうかを判定する基準の金額が、給与所得控除額の総額から２分の１に緩和されました。

特定支出控除とは

給与所得控除額の２分の１(最高125万円)を超えて経費(特定支出)がかかった場合に、その超えた部分を給与からさらに控除することができる制度です。特定支出には、通勤費、転居費、研修費、資格取得費、帰宅旅費、勤務必要経費がありますが、いずれも給与の支払者が証明したものに限られます。

特定支出控除の適用を受けるためには、確定申告が必要です。詳しくは、津税務署(☎228-3131)へお問い合わせください。

住宅ローン控除を延長・拡充

消費税率引き上げに伴う影響を平準化するため、個人住民税の住宅ローン控除の対象期間を、所得税の住宅ローン控除の延長に合わせて、平成26年１月１日から平成29年12月31日までの４年間延長し、平成26年４月１日からは控除限度額を拡充します。

平成26年分以後の所得税で住宅ローン控除の適用を受けることができる人(平成26年から平成29年までの入居者)は、所得税の住宅ローン控除可能額で所得税から控除しきれなかった額を、右表の控除限度額の範囲内で個人住民税から控除します。

個人住民税は平成27年度から、所得税は平成26年分から適用されます。

個人住民税の住宅ローン控除限度額

	居住開始年月日	控除限度額
現行(平成26年度まで)	平成25年12月31日まで	次の①と②のいずれか小さい金額 ①その年分の住宅ローン控除可能額－所得税額 ②所得税の課税総所得金額等の５％ (最高9万7,500円)
改正後(平成27年度から)	平成26年１月１日から平成26年３月31日まで	次の①と②のいずれか小さい金額 ①その年分の住宅ローン控除可能額－所得税額 ②所得税の課税総所得金額等の５％ (最高9万7,500円)
	平成26年４月１日から平成29年12月31日まで	次の①と②のいずれか小さい金額 ①その年分の住宅ローン控除可能額－所得税額 ②所得税の課税総所得金額等の７％ (最高13万6,500円)